

時局日誌 (四十三)

Y

H

生

二月十五日

兵役法施行規則中改正(陸軍省令第二號)
公布

六十八億六千萬圓に上る明年度總豫算案、四十八億八千萬圓の臨時軍事費第二次追加豫算案、ならびに明年度各特別會計豫算案は、貴族院豫算總會における審議を終り、十五日午前十時から開かれた本會議に上程、豫算委員長井上匡四郎子から委員會の經過を報告し、兒玉秀雄伯、建部逕吾二氏の賛成演説があつたのち、滿場一致で原案通り可決された。明年度總豫算案の衆議院提出以來二十六日目である。

明年度豫算はなほ現在十一億三千万圓に上る追加豫算が衆議院で審議中であるが、この日成立した總豫算と臨時軍事費追加豫算は百十七億四千万圓、一般會計から臨時軍事費豫算に繰入れられてゐる六億七千万圓の通り抜け勘定を差引いても百十億七千万圓に上る未曾有の臨時大豫算である。

これに追加豫算十一億三千万圓を合はせ考へるときには、政府資金の撤布は著るしく増大し、公債發行豫定額も激増することとなり、しかも明年度においては増税はなくこの記録的な戦時豫算の實行に當つて貯蓄奨勵、公債消化に對する國

民の協力がより一層切實に要請されるわけである。

阿南陸軍次官は十五日の衆議院本會議において釘本衛雄氏の質問に對し、左の如く答辯し軍は農地開發に協力し軍用地を農耕地に利用せしめる旨を言明した。

農地開發に對して軍隊はその勞力補助に協力するの用意があるそれは支那事變開始以來非常に急速に農村勞力の不足を告げたので軍隊は農繁期に當り教育訓練の非常に忙しい時であつたが、これを割愛して兵に休暇を與へて歸農させ農事を手傳はさせを必要なる時期、必要なる方面には休暇を與へることにしてゐる節團

長が非常に努力を要すると認めた場合は教育訓練上差支へない範圍において休暇を許してよろしいといふことになつてゐる、これを以て努力の補足をしたいと考へてゐる。なほこれに加へて申上げたことは軍は多くの演習地もしくは廣大なる飛行場を有して居り、一見甚だ不生産的な地域を澤山持つて居るわけであるが、最近これらの地域においてその目的を害しない範圍においては、これを青年團その他に開放して農作物を作らせてよるしい、さういふ指令を發してゐる。

明年度豫算は百二十八億圓の巨額の數字に上つてをり、これが實施に伴ふ通貨對策については政府は貯蓄獎勵の強化に一段の努力を拂ふ方針であるが、政府の明年度における貯蓄目標は國債消化七十五億圓、生産力擴充關係資金の調達六十億圓、以上合計百三十五億圓と決定したこれは本年度の國債消化六十億圓生産力擴充關係四十億圓、合計百億圓に比較す

れば三十五億圓の増加に當つてゐる。

わが堀切駐伊大使は十五日いよゝムツソリーニ首相と會談することとなつた。これは大使のローマ着任後最初の會見であり、當地の某消息筋では、この會談が現下の歴史的重大時期においてなされることにかんがみ重大な意義ありとしてゐる。

二月十六日

英海軍省は十六日シンガポール海峽東口に機雷を敷設する旨發表した。機雷敷設は今後何等警告なしに行はれるべく、その區域は北方限界は北緯二度四十四分東方限界は東經百四度三十分、南方限界は北緯一度三十五分、西方限界はマレー半島海岸線と指定され、同區域を航行せんと欲する船舶はシンガポール英海軍當局にその航路につき指示を仰ぐべしとされてゐる。

野村大使の信任狀捧呈の日を最高潮として、上海、マニラ、濠洲各地からさか

んに喧傳された日本のシンガポール、蘭印政略説、びいては太平洋戰爭の勃發の危機説が先週來盛んに傳へられたが、日本側の態度および野村、ルーズヴェルト、ハル會談の友好的意見交換の結果早くも雲を消した、しかしハリファアックス英大使、ケーシー濠公使、ルードン蘭公使は十五日ハル長官を訪問、會談をとげ、極東問題につき意見の交換をなし、故ロシア英大使以來の連絡を繼續してゐるのは注目されてゐる。

二月十九日

野村大使は十九日午後大使官邸で、當地米人記者團と着任後、第一回目の會見を行つたが日米關係緊張の折柄大使の言を聴くべく約三十名の記者が參集した日米戰爭の危機ありやとの質問にはじまり大使はこれに對して明瞭に「日米間は戰爭になるべからず、またならぬと冒頭し日本の南進政策、東亞新秩序、三國同盟の意義、米國の太平洋軍備等現在日米間

の重要問題の全部にわたり、興味ある質問應答を遂げ、最後に一記者が

「日米關係の打開策として大使によい考へはないか」

と質問したのに對し、大使は即座に「ワシントンと東京の新聞が、物事を大げさに書くのをやめることだ」

と答へ、談笑のうちに會見を終つた、大使の率直明快な態度は出席者に好感を與へた。

松岡外相が帝國の平和的意圖を闡明せるメツセーヂを重光大使を通じイーデン英外相に傳達したことは十九日の英下院においてパトラー次官より公表され、石井情報局第三部長が十八日の外人記者團會見においてなせる「關係間の要請あら

ば日本は歐洲戰爭の調停に乗り出さん」との聲明と相俟つて英國にはもちろん各交戰國に異常の反響を捲き起してゐるが同メツセーヂの内容は左の如きものとみ

られ、恒久的世界平和を祈念する帝國の

眞意を披瀝すると共に英國の憂慮せる極東危機説は從つて何等根據なきものであると英國の蒙を啓いたもので、松岡外相は今議會においても最近の機會を得てかかるメツセーヂを送附するに至つた経緯ならびにこれに關する帝國の用意と趣旨を國民に明かにする模様である

二月二十日

公布 硝子屑配給統制規則（商工省令第一號）

二月二十二日

衆議院議員ノ任期延長ニ關スル件（法律第四號）、府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル件（法律第五號）、公布

二月二十六日

價格等統制令第七條ノ規定ニ依ル電氣配給器具ノ販賣價格決定（商工省告示第一五一號）公布

五一號）公布

我海軍航空隊は本二十六日大舉雲南省昆明攻撃を實施、全機無事歸還せり他の

各隊は昆明西方の大倉庫群に對し、また昆明市街重要軍事施設に對し、市の西方より熾烈なる地上砲火を冒し猛爆撃を敢行甚大なる損害を與へ大火災を惹起せしめたり

二月二十八日

義務教育費國庫負擔法中改正（法律第一一號）恩給法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律（法律第一二號）小學校令改正（國民學校令（勅令第一四八號）幼稚園令中改正（勅令第一四九號）高等女學校令中改正（勅令第一五〇號）、中學校令中改正（勅令第一五一號）、師範教育令中改正（勅令第一五二號）、高等學校令中改正（勅令第一五三號）、實業學校令中改正（勅令第一五四號）、青年學校令中改正（勅令第一五五號）、私立學校令中改正（勅令第一五六號）、公布

三月一日

恩給法中改正（法律第一三號）、國家總動員法中改正（法律一九號）、民法中改正

(法律第二十一號)、非證事件手續法中改正

(第二二號)、公布

陸軍の大異動發表

陸軍大將三位勳一等功五級

畑 俊 六

補支那派遣軍總司令官

陸軍大將從三位勳一等功五級

西 尾 壽 造

陸軍中將正四位勳一等

尾 高 龜 藏

補軍事參議官(各通)

三月三日

内藤福島縣總務部長の奈良博物館長就任および田中山縣總務部長の日本産金會社經理部長轉出に伴ふ地方廳部長級の異動は三日左の通り發表された

福井縣經濟部長 藤 原 侃 治

補北海道廳學務部長

香川縣經濟部長 奥 野 定 八

補長野縣經濟部長

大分縣總務部長 相野田彌平

補福島縣總務部長

北海道廳學務部長 平 本 義 隆

補山形縣總務部長

地方事務官(茨城) 坂 本 金 次

補山形縣學務部長

山形縣學務部長 荒 川 又 一

補福井縣經濟部長

地方事務官(熊本) 吉 田 龍 雄

補富山縣學務部長

富山縣學務部長 山 口 泉

補香川縣經濟部長

長野縣經濟部長 重 田 忠 保

補大分縣總務部長

山形縣總務部長 田 中 進

依願免本官

大行山系の峻嶮龍崖山高平東方六キロ

の地點に蠢動をつづける中央直系第二十

七軍の約一千に對し、わが小路部隊は去

る一日殲滅戰の火蓋を切り、これと呼應

して北方からは牧野部隊、南方からは吉澤部隊、正面からは高木部隊が一齊に攻

撃を與へた、敵の棄死體二〇四、重輕機四小銃三十、その他多數わが方の損害戦死四、負傷十九

三月四日

昭和十六年度一般會計ニ屬スル(公債發行ニ關スル件(法律第二三號)公布

三月五日

米穀自治管理法中改正(法律第三五號)、醫療保護法(法律第三六號)、地方分與法中改正(法律第三八號)、日本勸業銀行法中改正(法律第三九號)、農工銀行法中改正(法律第四〇號)、北海道拓殖銀行法(法律第四一號)、國民更生金庫法(法律第四二號)、昭和十六年度歳入歳出總豫算並昭和十六年度各特別會計歳入歳出豫算、昭和十六年度各特別會計歳入歳出追加、豫算昭和十六年度歳入歳出追加豫算、臨時軍事費豫算追加、臨時陸軍材料資金豫算追加、豫算外國庫負擔、價格等統制令第七條ニ依ル竹皮棕櫚バナマ内藤製等表草履裂地皮革擬皮革等草履販賣價格決定

(商工省告示第一一八號)公布

最近ガソリンの使用制限につれ、ガス用木炭の需要は激増の一途を辿りつゝあるので、農林省ではガス用木炭の生産供給を圓滑化すべく、近く輸出入品等臨時措置法に基くガス用木炭統制規則を公布するはずであるが、右供給の中樞機關たる日本瓦斯用木炭株式會社(資本金一千萬圓民間出資のみ、全額拂込)は、五日

農林大臣官邸において第一回發起人會を開き井野農林次官からガス用木炭統制方針に關する説明があり、定款、事業目論見書、收支計算書の審議、發起人引受株

および株式割當に關する協議を行ふた同社は十六年度ガス木炭生産目標九千百萬貫中六千五百萬貫を取扱ふが、事業開始は四月上旬の豫定、發起人氏名は左の通り堀内良平(乗合自動車協會長) 五島慶

太(東横社長) 種田虎雄(大軌社長) 植木壽雄(東京市電氣局長) 村上義一(日本通運社長) 越智太兵衛(全購販會會長)

田中龜一(日本燃料機合同、國産燃料機會社社長) 廣瀬與兵衛(大都市新炭卸組合聯合會理事長) 三宮四郎(日本自動車用木炭會社社長)

わが南支艦隊と密接な協力の下に、未明廣海峽、陽江、電白、水東、雷州、北海等南支汚岸における蔣軍用品輸入據點を一齊に奇襲、陸軍部隊の上陸作戰を援助せり、右に呼應し、海軍〇〇部隊は、同日陸軍部隊の協力の下に單水口埠附近の敵を掃蕩、援蔣輸送路遮斷作戰に従事中なり、この日南東の風や強く、驟雨加はりて波高き、將兵の士氣旺盛にして午前十一時二十分敵の大なる抵抗を受けず全部各據點への揚陸作戰を無事完了引きつゞき爾後の作戰に従事中なり

レンデル駐劄英公使は五日未明發表にひきつゞき同日午前十時過ぎブルガリア外務省を訪れボフ外相に對し英勃關係斷交の覺書を朗讀し、うちに旅券交付方を要求したよつてこゝに英勃關係は全く絶

たれるにいたつた

三月六日

住宅營團法(法律第四六號)、貸家組合法(法律第四七號)、國民勞務手帳法(法律第四八號)、國防保安法(法律第四九號)、帝都高速度交通營團法(法律第五一號)、日本發送電株式會社法中改正(法律第五二一號)、公布

三月七日

陸軍武官進級令(勅令第一九七號)、陸軍將校分限令(勅令第一九八號)、陸軍武官服役令中改正(勅令第二〇〇號)、公布

中野正剛氏は七日翼賛會常任總務を辭職したが、同氏辭職の動機は、大政翼賛會が當初標榜した高度の政治性を確保することが出来ず、議會において現狀維持

派の攻撃を受け、政府は遂に翼賛會は公事結社であり、治安警察法第一條に該當する政治行動をなした場合は、これを取締る旨を言明した、之によつて、翼賛會が活潑なる國民運動を展開することは

不可能視されるに至つたで、翼賛會と別個の立場から國民運動を展開し、側面より大政翼賛運動を推進せんとする決意を固めたもので、斯る見地から、同氏はさきに翼賛會入りの際東方會を改編結成した思想團體たる振東社を再度改編して政治結社たる東方會となし七日その届出をなし、今後は東方會によりその總裁として、本格的政治活動を開始することとなつたが、これが衆議院議員俱樂部や、革新諸團體に如何なる影響を及ぼすかすこぶる注目されてゐる、中野氏は七日辭職の聲明と共に東方會綱領を發表した。

三月八日

治安維持法(法律第五四號)、借地法中改正(法律第五五號)、借家法中改正(法律第五六號)、民事訴訟法中改正(法律第五七號)、軍機保護法中改正(法律第五八號)公布

〇〇部隊の河南省における二月中の綜合戦果次の如し

交戦回数七四、抗敵兵力九、九九七敵屍四三七、捕虜二七、鹵獲品輕機二、小銃一四三、小銃彈四、一八〇、其他多數

江北の蔣軍並びに新四軍殲滅の江北作戦は次の如き赫々たる戦果を擧げて一應終結したが、興化、東臺攻略によつて支山嶽地帯の廣汎なる地域が新にわが方の占據地域に入つたことは今後同方面の治安維持物資流通に甚大な影響をおよぼすものと見られる、戦果は次の如し敵の遺棄死體三三〇〇(溺死八〇〇を含む)

三月十日

勞働者年金保險法(法律第六號)公布

スチムソン米陸軍長官は十日左のごとく陸軍兵員數を發表したが、米陸軍が百萬人を超過したのは前大戰以來今回が初めてである、發表内容左の通り

米陸軍士官及び兵士合計 一、〇〇三、五〇〇人
内譯
士官數正規軍 一四、〇〇〇人
豫備 一六、五〇〇人
合計 三八、〇〇〇人
兵士數 六八、五〇〇人
正規軍 四六五、〇〇〇人

護國軍(内譯)

聯邦護國軍 二五五、〇〇〇人
選拔護國軍 二一五、〇〇〇人
合計 九三五、〇〇〇人

三月十一日

刑法中改正(法律第六一號)、陪審法中改正(法律科六二號)、公布

日泰日佛間最終調停會議終了後情報局

では次のごとき發表を行つた。

一、日、佛泰三國共同コンミニニケ一
外務當局談一、松岡外相演説ならびに
挨拶

三國共同コンミニニケ(情報局發表三
月十一日午後四時)今回東京に於て開催
せられたるタイ國、佛領印度支那間國境
紛争調停會議は、去る二月七日第一回公
式會議を以て開始せられ、爾後三回の非
公式會議の外、連日個別會談を重ね、調
停者側の斡旋に依り、漸次双方意見の接
近を圖りたる結果、大體妥結の見透を得
たるを以て、調停國は同月二十四日、第
四次非公式會議の席上調停案を提出し、
爾來兩當事國に對し同案受諾方を勸説し
來れる處今般佛・タイ兩國政府は、右調停
案を基礎とし、之に若干の修正を加へた
るものを受領し、本日午後四時調停條項
に署名を了したり、調停條項左の通り。

(イ)佛國は一九〇四年二月十三日のフラ
ンス國、シヤム國間協約第二條に定め

られたるバクライ並にパツタンバン、
ブルサツト兩州の州境以北シエムレア
ブ、パツタンバン兩州境の南端グラ
ラツク湖に接する地點より經度線に沿
ひ北上し十五Gの緯度線との交會點に
至り右交會點より緯度線に沿ひ東向
し、メコン河に達する線以北のメコン
河右岸の土地をタイ國に割譲す、但し
スツン、トレン對岸小地域は佛印側に
留保す

(ロ)前記の割譲地域は、全地域を非武装
地帶とし、且佛蘭西國民及び佛領印度
支那人は全地域に於て入國、居住營業
に付タイ國民と絶對平等待遇を享有
す。

(ハ)タイ國政府はルアン・プラベン對岸
三角地帶に於けるルアン・プラベン王
室御陵を尊敬し、其の保存參拜等に關
し便宜を供與す。

(ニ)メコン河境界は、最深部河底の原則
に依り之を定むるも、コン及びコーン

二島嶼はタイ國主權の下に兩國の共同
管理とし、同兩島嶼に於ける從來の佛
側施設は佛國に屬す。

尙右署名に際し、日本側は前記調停條
項に依る紛争解決の決定的性質保障をし
佛タイ側より大東亞に於ける平和の維持
特に日タイ日佛間の特種緊密關係の樹立
又増進に關聯し追て取極を爲すべき趣旨
を明にしたる文書を夫々日タイ、日佛間
に取り交したり。斯くして佛・タイ兩國
間に友好平和關係恢復せらるると共に關
係三國の紐帶益々強化せられるに至るべ
し

三月十二日

國民貯蓄組合法(法律第六四號)、農地開
發法(法律第六五號)、木材統制法(法律
第六六號)蠶絲業統制法(法律第六七號)
公布

十一日首相官邸における泰・佛印紛争
調停最終會議席上日泰、日佛間に相互に
交換された大東亞平和維持に關する公文

は、十二日正午情報局からその全文を發表された、公文はいづれも書翰の形式で日佛間は一、松岡外務大臣發アンリ大使宛一、アンリ大使發松岡外務大臣宛、また日泰間は一、松岡外務大臣發ワンライ殿下宛一、ワンライ殿下發松岡外務大臣宛の都合四通となつてゐる、日佛間の交換文内容は松岡外務大臣からアンリ大使宛書翰において

一、帝國政府は今次調停案による解決を佛國政府に保障し

一、他方帝國政府は佛國政府が大東亞における平和の維持、特に帝國及び佛領印度支那間における善隣友好關係の樹立並びに經濟的緊密關係の増進に努力され、かつ日本に對し直接または間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上または軍事上の協力を豫見する何等の協定または了解をも佛印に關し第三國と締結するの意思なきことを宣言するを疑はない。

旨を表示しこれに答へ、佛國側からアンリ大使發松岡外相宛書翰をもつて佛國政府はこれを宣言することを聲明し、かつ佛國政府は帝國政府が昨年八月三十日兩國間に取極められた佛印の領土ならびに主權尊重に關する協定及び爾後の軍事取極めの嚴格なる遵守を確保せんことを期待する旨を表示した、また日泰間については松岡外務大臣發ワンライ殿下宛書翰において日佛間と同様の趣旨を申入れ泰國政府は佛國政府同様これを宣言し、かつ昨年六月締結の日泰友好親條約の嚴格なる遵守確保を期待する旨を述べた、尙ほ松岡外務大臣發書翰において帝國政府は佛泰兩國とも前記帝國政府の保障ならびに佛泰兩國の宣言は後日佛泰兩國間に紛争解決の條約成立と同時に正式文書により確認さるべきものと了解する旨を明記し従つて後日さらに正式文書の交換が行はれるわけである。

松岡外相は阪本歐亞局長、永井陸軍大

佐、藤井海軍中佐ら隨員と共に十二日夜十時三十五分東京驛發列車で西下、盟邦獨伊訪問の壯途に上つたが、出發に先立ち同日午後四時半左の如き談話を發表した、すなはち日獨伊三國條約に關しいまだ面議のない獨伊首腦者と親しく相會し懇談するためであつて、その他に特別の使命あるひは目的を持つものではない、然し獨伊首腦者と會談の際は皇道外交の眞義を傳へ樞軸陣營の聯絡提携を密にすると同時に三國同盟の目的たる世界平和および新秩序の建設に貢獻し得るやう十分話し合ひを遂げるといふにある。

三月十三日

東亞海運株式會社法(法律第六八號)公布
米官邊は米國は本年中に英國に對し九十隻の軍艦を讓渡する計畫である。と次の如く洩らしてゐる

一、ルーズヴェルト大統領は十一月十八隻の政艦隊所屬水雷艇の讓渡を承諾したが、さらにこの他に對英讓渡を計畫

されてゐる。艦艇は次の通りである。

△艦齡超過羅遜艦十七△驅潜哨戒艇五十五

以上はその代艦を出來る限り速かに完成してこれを英國に譲渡せんとするものであるが、實際は取あへず代艦が完成されるのをまたずその少し前に舊艦を英國に譲渡することゝならう。

三月十四日

大正二年法律第九號中改正（區裁判所管轄區域中變更、法律第六九號）、工作機械製造事業法中改正（法律第七號）、人造石油製造事業法中改正（法律第七一號）帝國燃料興業株式會社中改正（法律第七二號）

帝國石油株式會社法（法律第七三號）小學校令施行規則（國民學校令施行規則）（文部省令第四號）、大日本青少年團ニ關スル件（文部省訓令第二號）公布

我海軍戰鬥機隊は十四日長驅成都を攻撃、數十分の交戦の後つひに敵機二十一機を撃墜、さらに地上の敵機四機を炎上

せしめ、一機を大破せしめ、別に駒形野中兩部隊長の率ゐる攻撃隊は、敵第六戰區司令部所在地恩施を爆撃大なる損害を與へたり、われに損害なく無事歸還せり他の海軍攻撃隊の一部は十四日午後堂々鷗翼を連れて〇〇某地を進發、敵第六戰區司令部のある恩施を奇襲、敵が必死にうち出す高射機銃の林を縫つて果敢な低空爆撃を繰返し、兵舎倉庫その他重要軍事施設を片つぱしから冲天に吹き上げ、市街の大部分を廢墟と化せしめ無事歸還した。

三月十五日

船舶保護法（法律第七四號）公布

靖國神社春の臨時大祭は來四月二十四日から五日間にわたり九段の神域に嚴かに執り行はれるが、この式典に奉仕する晴れの臨時大祭委員長には勅許を得て軍事參議官永野修身海軍大將に決定、十五日海軍省から委員長以下次のごとく發表された。

海軍大將 永野修身

靖國神社臨時大祭委員長被仰付

陸軍大佐川原直一外十九名

海軍大佐中村勝平外七名

命臨時大祭委員

◇

十五日の貴衆兩議院本會議は國務大臣の外交問題および軍事に關する報告を聽取するため、祕密會近衛首相、大橋外務次官より外交問題につき、東條陸相、及川海相より戦況につきそれぞれ報告した。大審院特別裁判部に繫續中の神兵隊事件公判も舊臘來前後五回にわたり檢事の論告求刑が行はれ、去る昭和十二年十一月九日開廷の第一回公判以來波瀾重疊し幾度か暗礁に乘上げて休廷また休廷をついけ、その中にあつて應召者に對しては公訴棄却の判例を出したり、裁判官に對する忌避の問題も起つたりしたが、やうやくにして去る二月二十五日の第百十五回公判を以て事實審理並に證據調べ等を

一切終了して結審、判決言渡しを待つのみとなつてゐたところ、宇野裁判長より左の刑法を適用し刑を免除する旨言渡しがあつた。

内亂罪を構成せず刑法第二百一條殺人豫備同第十三條放火豫備に照し刑を免除すと仍て天野辰夫氏、安田鐵之助氏、前田虎雄氏、鈴木善一氏外四十名は免刑せられた。

ルーズヴェルト大統領は、十五日夜ワシントンのウイライド・ホテルで開催されたホワイト・ハウス出入新聞記者聯盟主催の大統領招待晚餐會に出席し、午後九時半から三十分にあたり、新貨與法成立後に處する米國の反樞軸國家援助の決意を闡明した、右演説はラヂオを通じて全米および十四ヶ國に對し中繼放送されたが、同演説は昨年暮の爐邊閑談本年初の議會教書によつて表明された米國の對外強硬態度と匹敵するもので特に今回の演説は米國が反樞軸國家援助に對して本

格的に乘出したその首途にあつて、米國最高の決意を表明したものである、ルーズヴェルト大統領は同演説において今後の米國最高目標は世界の一勢力としてのナチスを撲滅することであつて、その目的のためには全米の物的資源を傾けつくすも敢て辭せずとの意味を叫びこれのために各國民の偉大なる犠牲を要求したが、ルーズヴェルト大統領のこの激越な演説は米國がいよゝ世界戦争の活舞臺に乗り出したことを如實に裏書したものと見られる、同演説中特に注目されたのは次の諸點である。

一、武器貸與法案の議會通過こそ米國內における宥和論者によるすべての企、獨裁者達と共同歩調を取べしとの議論、專制と暴虐政治との一切の妥協、以上三つに對して完全なる終止符を打つものである。

二、英國が、ギリシアその他反樞軸國家群が要求してゐる船舶飛行機食糧戰車

七八
重砲その他あらゆる軍需品が今後米國から送られる。

三、蔣介石を通じてわれわれの援助を要求してゐる支那に對して援助が與へられることは勿論である。

四、これがために米國は今や民主主義の工廠となり、かつ米國はその役目全部を果しつつある。かくして獨裁政治諸國が分裂した時こそ米國が世界改造の大使命を遂行する時である。

五、ここにおいて要求されるのは舉國一致と犠牲的精神の發揮だ、各人は増税を覺悟して低廉な利潤に安んじ、一方勞働時間の延長、罷業の絶滅を覺悟すべきだ、所謂平時狀態を脱却して非常時局の覺悟こそ必要である。

六、かくして今後われわれは未曾有の生産増加に全力をつぎ込み、最後の全面的勝利が獲得されるまで反樞軸國家に對する最大限の援助が持續されるであらう。

三月十六日

四月一日から米通帳制を施行すると東

京府及東京市から發表

三月十七日

この日、曇り空なれど春近き帝都に迎へる凱旋將軍——支那大陸に使すること一年有半、今次事變史に不滅の功績を記録し、輝かしい武勳に飾られた初代支那派遣軍總司令官、軍事參議官西尾壽造大將は今日十七日午前十時四十八分東京驛着の列車で萬民歡呼のうちに晴の帝都へ凱旋した。

高安に向け猛撃進を續けて居た江西戦線の皇軍は此に高安の防備を突破堂々入城した。

三月十八日

東亞電信電話規則(遞信省令第二六號)、

公布

三月十九日

戶籍法中改正(法律第七五號)、鑛工業體力發揮委員會官制(勅令第二二六號)、戶

籍手數料規則改正(勅令第二二七號)、戶

籍法施行規則中改正(司法省令第一八號)

公布

十五日奉新附近より銳鋒を揃へて西南に幕進中の各部隊は各編隊群の協力下に六十キロに互る永久的防禦陣地を風潰しに粉碎して進撃をつづけ、いたるところに敵を捕捉殲滅し、累々たる死體と莫大なる武器、食糧を遺棄して潰走させ赫々たる。戦果を上げてゐる。

三月二十日

海軍航空技術廠令中改正(勅令第二三二號)、海軍工機學校令中改正(勅令第二三三號)、海軍工作學校令、(勅令第二三四號)、海軍機雷學校令(勅令第二三五號)、公布

× × ×

× × ×

武藤員一氏曰く「人類の生成發展は戦争によつて段階つけられる、皮肉にも戦争を否定する筈の文明と、戦争とは常に並行して居るのだ、ペー

クレスは曰く近代文明の最も華やかであつた一八七八年から、第一次世界戦未までの四十年間に、平和の年

といつては一八八六年、八八年、一九一〇年の四年に過ぎず、殘餘の三十六年は實に五十二回に上る戦争が行はれつゝ而かも文化は駁々として進出したのである、今將に、大平洋

に力を振はんとする吾等の前途にも神の生んだ双生兒、戦争と新文明とが横はつて居るやうである。(一)